個人情報管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本東洋医学会(以下、「本法人」という)が保有する個人情報につき、個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」という)その他関連法規の趣旨の下、これを適正に取り扱い、個人の権利利益を保護するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程における用語の定義は、特に定めのない限り、個人情報保護法(平成15年法律第57号)第2条各項の定めるところによる。

(基本理念)

第3条 本法人は、個人情報が、個人の人格尊重理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いを図るものとする。

(適用範囲)

第4条 本規程は、コンピュータ処理をなされているか否か、及び書面に記録されているか否かを問わず、本法人において処理されるすべての個人情報、個人データ及び保有個人データ(以下、「個人情報等」という)の取扱いにつき定めるものとし、本法人のすべての構成員(役員、委員、本法人と雇用関係にある従業員等を含む。以下同じ。)に対しこれを適用するものとする。

第2章 個人情報等の取扱いについて

第1節 個人情報等の利用について

(利用目的の特定)

- 第5条 本法人は、個人情報(本法人が学術研究の用に供する目的で取り扱うものを除く。以下同じ。)を取り扱うにあたっては、その利用の目的(以下、「利用目的」という)をできる限り特定する。
 - 2 本法人は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行わない。

(利用目的による制限)

- 第6条 本法人は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定され た利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱わない。
 - 2 本法人は、他の個人情報取り扱い事業者から事業を承継することに伴って 個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前にお ける当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を 取り扱わない。

(適正な取得)

第7条 本法人は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得しない。また、要配慮個人情報に関しては、個人情報保護法に定める場合を除き、事前の同意なしに取得しない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

- 第8条 本法人は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表する。
 - 2 本法人は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合との他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する。
 - 3 本法人は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本 人に通知し、又は公表する。
 - 4 前3項の規定は、取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合その他法令により定められた場合については、適用しない。

(第三者提供の制限、確認・記録義務の履行)

- 第9条 本法人は、個人情報保護法その他の法令により認められる場合を除くほか、 あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しない。
 - 2 本法人は、個人データについて、その提供を第三者に対して行い、または 第三者より提供を受けた場合、個人情報保護法その他関係法令の規定に基づ き、適切に確認・記録義務を履行する。

第2節 個人情報等の登録・保管・廃棄について

(データ内容の正確性・最新性の確保、消去義務)

第10条 本法人は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確 かつ最新の内容に保つように努める。また、利用する必要がなくなったとき は、当該個人データを遅滞なく消去するよう努める。

(安全管理措置)

第11条 本法人は、取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データ安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる。

第3節 構成員及び委託先の監督

(構成員に対する指導・監督)

- 第12条 本法人は、必要な組織体制を整え、本章第1節及び第2節の各規定にか かる各事項を具体的に実践するために必要な事項をすべての構成員に遵守さ せるものとする。
 - 2 本法人は、構成員に個人情報等を取り扱わせるにあたり、これが適切に行われるよう監督を行う。

(委託先の監督)

- 第13条 本法人は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、当該 第三者における個人情報保護へ向けた対応の状況等に照らし、委託を行うこ との適切性を検討するとともに、当該第三者との間で秘密保持を含め適切な 監督を行うために必要な事項を定めた業務委託契約を締結した上で提供を行 うものとし、かつ、委託先に対しては適切な監督を行うものとする。
 - 2 前項の適切性の判断に当たっては、本規程ほか、本法人の定める規律の水 準を基にこれを行うものとする。

第4節 本人からの開示等の請求に対する対応

(本人からの請求に対する対応)

- 第14条 本法人は、保有個人データにつき個人情報保護法の規定に基づく、開示、 訂正、利用停止その他の請求が行われた場合は、これが個人情報に関する本 人の権利に基づくものであることを十分に理解した上で、合理的な期間及び 適切な範囲でこれに応ずるものとする。
 - 2 本法人は、前項の規定にかかる義務を適切に履行するため必要な事項について内規を定め、これに基づき必要な措置を行うものとする。

第5節 本法人に対する苦情への対応

(当社による苦情の処理)

- 第15条 本法人は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努める。
 - 2 本法人は、前項の目的を達成するために、苦情処理窓口を設け、その他必要な体制の整備に努める。

第6節 匿名加工情報の利用

- 第16条 本法人において匿名加工情報を作成するときは、個人情報保護法その他 関係法令の定めに従い、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個 人情報を復元することができないように、当該個人情報を加工しなければな らない。
 - 2 本法人において匿名加工情報を作成するときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために必要な安全管理のための措置を講ずる。
 - 3 本法人において匿名加工情報を作成するときは、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表する。
 - 4 本法人において匿名加工情報を第三者に提供するときは、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示する。
 - 5 本法人は、匿名加工情報を作成・利用するにあたり・当該匿名加工情報を 他の情報と照合せず、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る 本人を識別しない。
 - 6 本法人において匿名加工情報を作成・利用するときは、当該匿名加工情報の安全管理のために必要な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理、その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置をそれぞれ自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表する。

第3章 個人情報保護へ向けた体制

(個人情報保護担当役員・個人情報保護管理者)

第17条 本法人に個人情報保護担当役員及び個人情報保護管理者を置く。個人情報保護担当役員は常務理事の内1名とし、個人情報保護管理者は当法人の各

委員会の委員長、各支部の支部長、及び事務局長とする。

- 2 個人情報保護担当役員は、個人情報の保護に関する包括的な対応・施策を 立案し、内部規程を整備し、安全対策及び教育・訓練を推進し、その他本法 人における個人情報の保護に向けた体制の整備を司る。
- 3 個人情報保護管理者は、個人情報担当役員の指揮の下、個人情報の保護に 関する規程の周知その他の必要な事務を行い、かつ、各委員、各支部員及び 各職員による個人情報の取扱いを監督する。

(教育)

第18条 個人情報保護担当役員は、本法人の業務に従事するすべての役員及び従業者に対し、個人情報にかかる個人の権利保護の重要性を理解させ、かつ、個人情報保護の確実な実施を図るため、継続的かつ定期的に教育・訓練を行うように努める。

(その他必要な措置)

第19条 個人情報保護担当役員は、本規程に定めるもののほか、個人データの安全管理のため、本法人における個人情報の管理状況の定期的な確認その他の必要な措置を取る。

第4章 その他

(処分)

第20条 本法人は、本規程その他本法人が定める個人情報の取扱いに関する規程 に違反した会員及び従業員に対して、懲戒その他の厳正な処分を行う。

(個人情報保護委員会への報告)

第21条 本法人は、個人データの漏えい、滅失若しくは毀損、又はそれらのおそれを把握した場合は、個人情報の保護に関する法律第59条に規定する個人情報保護委員会に必要な報告を行うものとする。

(規程の改廃)

第22条 この規程は、理事会の決議によって改廃することができる。

(附則)

- 1. この規程は、2017年7月3日から施行する。
- 2. この規程の変更は、2020年12月7日から施行する。

附則 (2023年6月25日)

1. この規程は、第74回定時社員総会終結の時に効力を生じる。